

平成 28 年 10 月 21 日

各位

会 社 名 株式会社フード・プラネット
代表者名 代表取締役社長 アンドリュー・ネイサン
(コード：7853 東証第二部)
問合せ先 取締役 カトリーナ・ビニヤスカ
(TEL. 03-4577-8701)

資金の借入に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 10 月 21 日開催の取締役会において、資金の借入に関する決議を行いましたので、お知らせいたします。

1. 資金の借入を受けるに至った経緯

当社は平成 28 年 6 月 28 日付「第三者割当による第 8 回新株予約権の発行に関するお知らせ」にて、全権行使時総額約 28.5 億円の新株予約権発行を決議したことをご報告し、平成 28 年 7 月 14 日付「第 8 回新株予約権（第三者割当て）の発行価額の払込完了に関するお知らせ」にて、同日行使価額 20 円にて 280,747,600 円の払込完了を確認したことをご報告いたしました。当該金額は、平成 28 年 8 月 22 日付「(訂正)「第三者割当による第 8 回新株予約権の発行に関するお知らせ」の一部訂正について」のとおり、既に子会社の借入金の返済に全額充てており、その後株式価格の低下により新たな払込を受けることができておりません。

また、平成 28 年 8 月 22 日付「(補足)平成 28 年 9 月期第 3 四半期「四半期レビュー報告書」結論の不表明に関するお知らせ」にてご報告いたしましたとおり、東京第一監査法人による四半期レビューにおいて、当第 3 四半期会計期間末において債務超過である状況、また資金調達未完了により当社の将来にわたる具体的な資金計画が提出できなかったことにより、同監査法人より結論を表明しない旨の四半期レビュー報告書を受領したことをご報告いたしました。

このような環境下、「継続企業の前提に関する重要な疑義」の払拭を目指し、当社・連結子会社の運転資金・未払金支払いの原資を確保するため、資金調達につき平成 28 年 8 月より交渉を続けてまいりましたが、今般、株式会社エキスパートナズ（以下「貸付人」といいます。）より借入（以下「本件借入」といいます。）を受けることになりました。

本件借入の金額は 1 億円であり、これは、現時点における支払期限を超えた未払金残高が 5 億円超であることを考慮すると十分なものではございませんが、当社は、貸付人と追加の融資に関する協議を継続し、当社がおかれた前述の状況の改善を引き続き目指してまいります。

2. 貸付人との交渉経緯等

貸付人の概要は以下の通りです。

商号：株式会社エキスパートナース

所在地：東京都千代田区神田多町 2-8-10

代表者：大貫 亮二

資本金：500万円

業種：不動産関連事業・コンサルティング業

当社との過去の取引関係：ありません

※なお、貸付人の現在の所在地は、大貫氏が代表取締役を務める別の株式会社のオフィスと同じ場所（東京都中央区京橋 1-6-1 3）へ移転しておりますが、まだ本店所在地の変更登記が完了していないと、大貫氏から報告を受けております。

貸付人は、不動産関連事業等を登記上の目的とする事業者ですが、飲食事業への関心が高く、以前に面識のあった当社CFOが、平成28年8月上旬に代表の大貫氏から連絡を受けたことから、当社と貸付人との協議が開始されました。

当初は、当社の店舗物件等に関し貸付人の不動産に関する見識を活かしたアドバイスを受けることを目的として、貸付人との協議を開始いたしました。当社の資金面を含む経営状況の改善等につき検討を重ねる中で、貸付人から融資による資金調達の提案を受け、本件借入に関する協議を開始いたしました。前述の通り、当社が置かれている状況は大変に厳しいものではございますが、貸付人からは、当社が保有するブランドは、マグノリアベーカリーやキョチョンのように海外に認知されているブランドであり、資金上の問題が解決し経営体質の改善を図れば今後更に発展する可能性が見込まれると考えられることから、今後も融資等の協議を継続したい旨の提案を受けております。当社・連結子会社におきましては、当面の運転資金や未払金対応の原資が不足するという状況ではございますが、貸付人とは、コスト削減や事業の再考等について協議を重ね、本件借入の返済方法等についても合意し、金銭消費貸借契約を締結するに至りましたことをご報告いたします。

3. 本件借入に関する確認事項等

本件借入の実施を検討するにあたり当社が取得した情報は以下の通りです。

1) 本件借入のスキームについて

大貫氏からは、本件借入は、貸付人の事業グループが有する資金を、貸付人が当社に対して貸し付けるものである旨、説明を受けております。なお、当該事業グループに関しては、現在立ち上げ段階であるとのことで、その事業実体や売上高等を示す客観的資料につきましては、貸付人に対して提出を依頼致しましたが、取得をすることができませんでした。

2) 本件借入の資金について

貸付人は、いわゆる貸金業を営む者ではない為、当社は貸付人に対し、本件借入に用いる資金

を貸付人が有していることを示す資料の提供を依頼したところ、貸付人や大貫氏とは異なる個人（以下「本件第三者」といいます。）の通帳のコピー、及び、本件第三者が貸付人に対して3億5000万円を融資することを約した書面を受領いたしました。なお、当該通帳のコピーには、約3億9500万円の残高が記載されておりましたが、残高の確認ができたのは、当社が資料を受領した当日分のみであった為、より詳しい資料を提供いただきたい旨を貸付人に依頼いたしました。貸付人からは、これ以上の資料は提供できないとの回答を得ました。

3) 本件第三者について

本件第三者と貸付人の関係について大貫氏に確認をしたところ、本件第三者と貸付人とは事業上の関係を有しており、本件借入は本件第三者が貸付人に融資した資金が用いられることについて口頭で回答を得ました。本件第三者がいわゆる反社会的勢力等に関与する者ではないかについては、貸付人は、本件第三者はそのような関係を有していない旨を当社に説明しております。また、本件第三者が有する資金について当社が質問をしたところ、貸付人は、資料に記載された資金は本件第三者のものであるとの回答があり、結果として本件第三者に関して当社が取得した資料は、大貫氏からの説明の他は、前2)に記載の資料のみとなります。

なお、本件第三者に関する確認や資料の提供は、全て貸付人を介してやり取りがなされたものであること、及び、貸付人は本件第三者に対し、本件第三者の氏名等について公表しないことを条件とした融資を受けている為、当社といたしましては本件第三者に関する情報を開示することができない旨、併せてご報告をさせていただきます。

4) 調査会社による調査

当社は、外部の調査会社である株式会社 JP リサーチ&コンサルティングを利用して、貸付人、大貫氏を含む貸付人の取締役、本件第三者、及びその他の関係者・関係企業について調査を実施いたしました。

その結果、いずれの調査対象におきましても、反社会的勢力としての属性や関係性、違法行為への関与、及び、訴訟や重大なトラブルを示唆する事項については何ら確認されませんでした。しかしながら一方で、貸付人、大貫氏及び本件第三者（以下総称して「貸付人等」といいます。）のいずれにおきましても、事業活動の実績を示す客観的情報や、不動産資産や金融資産を保有していることを示す記録がなく、資金力を裏付ける情報は確認できませんでした。

4. 本件借入に関する当社の検討事項等

前述3にて取得した情報に基づき、当社におきましては、定時取締役会に加えて、社外監査役同席のうえ合計4回の臨時取締役会を開催し、本件借入について検討を致しました。当社にて検討いたしました事項につきまして、以下の通りご報告をさせていただきます。

1) 監査役からの指摘事項

貸付人等に関して、反社会的勢力の属性等は確認されず、少なくとも明らかな違法性は認められないが、一方で、貸付人等には実体的な事業活動の記録や資金力を裏付ける客観的資料が存在しないのであり、実質的な資金の貸主が別途存在する可能性がある為、本件借入の是非については、十分に取締役会にて検討されたい旨、社外監査役の意見が表明されております。

また、当社は現在、内部管理体制について改善の必要性が高いことを理由に特設注意市場銘柄

の指定を受けているため、貸付人等に対する確認作業が不十分であると認められる場合、当社の上場維持にとって大きなリスクとなる点についても十分に注意する必要があるとの指摘が社外監査役2名からなされました。

2) 取締役会における検討事項

上記監査役からの意見を踏まえたうえで、取締役会におきましても、本件第三者に関して資力を根拠づける客観的資料が確認されていない為、本件借入の資金を本件第三者がどのように取得したのかは不明であると言わざるを得ず、従って、仮に実質的な資金提供者が本件第三者以外に存在した場合には、その者に対する調査ができていないという点が指摘されております。一方で、当社の逼迫した財務状況を考慮いたしますと、新たな資金提供者を探すことは時間的に難しく、本件借入を行わずに時間が経過すること自体も、当社にとって極めて大きなリスクになるとの意見も表明されました。

これらの事項につき比較考量の結果、取締役会といたしましては、本件借入が金銭消費貸借であることを考慮すると、貸付人等に関する調査が本件第三者の範囲に止まることも現時点では止むを得ないものの、今後も融資の協議を継続することから、貸付人等に対する資料提供の依頼、及び調査会社等を利用した調査は必要に応じて継続する旨、確認いたしました。また、本件借入にかかる金銭消費貸借契約において、貸付人のみではなく、貸付人へ資金を提供する者を含めて、反社会的勢力等との関係を有さないことを貸付人に表明・保証させることにより、反社会的勢力を排除する条項を定めております。

加えて、貸付人等の資力面の懸念に関しては、契約締結に伴い確実に融資が実行されるよう貸付人と手順を協議することにより、当社が借入資金を受領できないというリスクがないようにすることを前提として、取締役会にて、本件借入に関する契約を締結する旨を決定いたしましたことをご報告いたします。

5. 借入の概要

本件借入の主な条件は以下の通りです。

借入日	平成 28 年 10 月 21 日
借入金額	100 百万円
返済期限	平成 29 年 4 月 30 日 但し合意により延長の可能性あり
担保状況	ありません
金利	年利 3%
遅延損害金	年利 14%
資金用途	1) 当社、当社連結子会社及び取得予定の子会社の未払金ですでにその期日を超過しているものの一部に対する支払 2) 当社、当社連結子会社及び取得予定の子会社運転資金

なお、上記の借入金使途は、平成 28 年 8 月 22 日付「(訂正) 第三者割当による第 8 回新株予約権の発行に関するお知らせ」にてご報告いたしました、調達資金の使途と重複する部分がございます。今後、新株予約権の行使により資金調達が実行された場合は、当該調達資金の一部を、本件借入の返済資金に充当する予定であります。

6. その他の条件

前述の概要のほかに、当社は貸付人に対して、当社の経営状況を改善するために以下の事項を実施することを約しております。当該改善策の実施につきまして、当社は、進捗状況を定期的に貸付人に対して報告することになっており、当社が予定しているコストの削減等について複数月に渡り全く進展がなく、また、貸付人からは是正の通知を受けてもなお当該状況が改善しない場合等には、当社は期限の利益を喪失する旨が規定されておりますことをご報告いたします。

1) コストの削減

人件費、販売管理費、当社オフィスを含む物件賃料等の削減に関するプランを作成し、実施してまいります。

2) 事業の再考等

当社が運営する各種ブランド及び各種ブランドを運営する連結子会社（株式会社アイアン・フューリーズ、株式会社チキン・プラネット、Sweetstar Hawaii, LLC 等）につき収益性等の再確認を実施し、事業スキーム再編等の要否を早急に検討いたします。

なお、本件借入に関する契約におきましては、上記コストの削減及び事業の再考等につき、当社は、その最終案を 2016 年 10 月 31 日までに貸付人に対して報告することとされております。前述の通り、当社は貸付人との間で更なる融資に関する協議を継続いたしますが、貸付人が当社が提出した事業に関する将来の計画及び資金計画に合意をした場合は、貸付人は同年 10 月 28 日までに上限を 2 億 9,500 万円とする追加融資を行う旨につきまして、合意している旨、併せてご報告いたします。

7. 今後の見通し

本借入金の返済及び未払金の支払い原資の確保のため、今後も引き続き追加の資金調達の交渉を行っていくと同時に、新株予約権行使による資金の確保にも注力してまいります。その資金使途については適切に配分の上、事業活動において収益を確保できる体制に転換できるよう努めてまいります。

業績等への影響につきましては、今後の状況も含め判断し、必要となりました際には開示をしてまいります。

以上